

竹原市総務文教委員会

平成29年6月15日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第31号 竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについて
- 2 議案第32号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 3 議案第33号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 4 議案第34号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 5 議案第35号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 6 議案第36号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 7 議案第37号 竹原市定住促進条例案
- 8 議案第38号 竹原市税条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第40号 平成29年度竹原市一般会計補正予算(第1号)

その他

(行政報告)

- 1 竹原市地域防災計画の概要について(総務課)
- 2 竹原市公共施設等総合管理計画の概要について(財政課)

(所管事務調査)

- 1 今後の所管事務調査について
 - (1) 閉会中の継続審査(次回)

- ・内容について

- ・開催日

(2) 行政視察について

- ・視察先

- ・内容 等

(平成29年6月15日)

出席委員

氏 名	出 欠
山 元 経 穂	出 席
堀 越 賢 二	出 席
川 本 円	出 席
井 上 美 津 子	出 席
大 川 弘 雄	出 席
道 法 知 江	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

委員外議員出席者

氏 名
今 田 佳 男
竹 橋 和 彦
高 重 洋 介
北 元 豊
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳
議会事務局係長 矢 口 尚 士
議会事務局主事 森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	吉 田 基
副 市 長	細 羽 則 生
総 務 部 長	平 田 康 宏
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也
総 務 課 長	向 井 聡 司
財 政 課 長	沖 本 太
税 務 課 長	井 上 光 由
農 業 委 員 会 事 務 局 長	向 井 直 毅

午前10時03分 開会

委員長（山元経穂君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、6月定例会の総務文教委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、先日の本会議に引き続き、御多忙の中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

農業委員会等の議案もありますが、いつもの6月議会の議案かなという感じもいたしておりますが、委員の皆様におかれましては慎重審議を何卒よろしく願いいたします。

また、これもいつも申し述べていることではございますが、理事者の皆様方におかれましては懇切丁寧なはっきりとした答弁をお願いいたしたいと思っております。

副市長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めまして、おはようございます。

委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は、議案第31号竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについてから、議案第38号竹原市税条例の一部を改正する条例案、それから議案第40号平成29年度竹原市一般会計補正予算までの計9議案につきまして御説明をさせていただきますので、審議のほどよろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） それでは、これより議事に入ります。

それでは、本委員会に付託されました諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査については、お配りしております付託議案等一覧表の順で1議案ごとに行ってまいります。審査の都合上、議案第31号から議案第36号までの6件については一括議題とし、質疑応答を行った後、個別に討論、表決といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。異議なしと認め、そのようにとり行きます。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

それでは、議案第31号竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについてから、議案第36号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての6件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

総務部長（平田康宏君） 説明に入ります前に、本日訂正をさせていただいております。

資料に誤りがあったということでございまして、一昨日、定例会初日におきまして説明をさせていただきました中で議案第36号でございます。竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてでございますが、この中で今回提案させていただいております山元・子さんの字を誤っておりました。正誤表にございますように、正しくはしめすへんではなく、ねへの豊ということでさせていただいております。

字の誤りにつきましては、昨年12月第2回市議会定例会でも人権擁護委員さんの推薦をさせていただいた方の字を誤っていたということもございまして、今回また続いてあったということでございまして、特に名前に関しましてはその後大変重要なものであることとございまして、また改めて厳粛に受け止めまして慎重にチェックする体制で取り組みたいと思っております。引き続きこのように誤りをしましたので、まことに申しわけございません。おわびして訂正させていただきます。

なお、山元・子さん御本人さんにも御連絡させていただきまして、おわびさせていただいた次第でございます。

議案訂正の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（山元経穂君） 以後、慎重によりしくお願いいたします。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（向井直毅君） 失礼いたします。

それでは、議案第31号竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについての提案に関する御説明をさせていただきます。

議案書の43ページ、議案参考資料もあわせて43ページをお開きください。

本案は、委員の過半数を認定農業者等またはこれに準ずる者とする要件を満たすことが困難であることから、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により委員

の少なくとも4分の1を認定農業者等に準ずる者とするについて議会の同意を求めるものであります。

農業委員会法の改正に伴い、農業委員の任命につきましては従来の公選制が廃止され、市長の任命により選出することとされ、また原則として委員の過半数が認定農業者等でないといけないとされておりますが、区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回る場合は委員の過半数を認定農業者及び認定農業者の親族や認定就農者などの認定農業者に準ずる者とするができることとされており、さらにこの方法によっても委員の任命が困難な場合において、議会の同意を得て、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等に準ずる者とするができることとなっております。

提案の内容につきましては、委員を任命するに当たり、推薦、公募等の手続を行うと同時に、認定農業者等に対しまして個別に委員の就任について働きかけ等を行いました。結果として過半数の応募を得ることができず、定員5人のうち2人を認定農業者等に準ずる者とするよう要件を緩和するものでございます。

説明は以上でございます。

委員長（山元経穂君） 済みません。ここで傍聴の許可申請書が出ております。

中国新聞の山田記者からの傍聴が出ておりますが、これを許可いたしてもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 済みません。

続いて、総務課長。

総務課長（向井聡司君） それでは続きまして、竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてでございます。

議案第32号から議案第36号まででございます。

議案参考資料は45ページから53ページにかけてでございます。

こちら農業委員会等に関する法律の一部を改正されたことに伴いまして、農業委員会の委員の選出方法が変更されたということがございます。そのために任命するものでございます。

委員の選考に当たりましては、先ほどの議案第31号でもございましたように定数5人のうち2人は認定農業者等に準ずる者とありますので、その要件によりまして選考するものでございます。

議案第32号，議案参考資料45ページでございます。

農業委員に石本進さんを任命するものでございます。東野町にお住まいでございます。認定農業者の行う農業に従事している親族ということで，認定農業者等に準ずる方ということで該当するものでございます。

続きまして，議案第33号，47ページでございます。

農業委員に赤坂佳折さんを任命するものでございます。こちらの方は竹原市中央にお住まいで，認定新規就農者ということで，認定農業者等に準ずる方に該当するものでございます。

続きまして，議案第34号，49ページでございます。

農業委員に西野勇一さんを任命するものでございます。下野町にお住まいで，現在も農業委員をされておりますので，引き続きお願いをするものでございます。

続きまして，議案第35号，51ページでございます。

農業委員に祐本征武さんを任命するものでございます。仁賀町にお住まいで，現在も農業委員をされておりますので，引き続きお願いをするものでございます。

それから最後に，議案第36号，53ページでございます。

農業委員に山元・子さんを任命するものでございます。下野町にお住まいで，農業者ではございませんが，中立的な立場で公正な判断をすることができる方を1名入れるというような項目がございますので，お願いをするものでございます。

以上，5名の農業委員の任命につきまして議会の同意を求めるとともに，どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

それでは，議案第31号から議案第36号までの質疑を行いたいと思います。

質疑がある方は順次挙手をお願いいたします。

ございませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 済みません。議案第31号です。

困難になって4分の1にする，もともとは2分の1か，その困難になった理由を少し聞かせていただきたいのと，やはり高齢化だということも少し聞こえましたけども，まずはその困難になった理由，お願いします。

委員長（山元経穂君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（向井直毅君） まず、認定農業者等の過半数を超えられなかった理由でございます。

まず、竹原市内の認定農業者というのが今回この公募をさせていただいた時点で10名いらっしゃったのですけれども、それぞれ募集につきまして個別に、当然公募でありますので広報等で広く募集をさせていただく中で、改めてこの認定農業者の方については個別に就任の依頼をさせていただいたのですけれども、なかなかふだんの業務との関係で手を挙げていただくということができなかつたという中で今回緩和措置を提案させていただいているというような経緯でございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 以前の農業委員会のやり方と少し変わったので、そういうことがあるのかもしれませんが、高齢化というのもあるのだと思うのですが、もう少し説得というか説明して、できるだけ多くの人に入ってもらった方がいいと思うのです。その緩和策を緩和してもいいよというものはあるのでしょうか、それは僕はただし書きのようなものだと思いますので、できるだけ今後はもとの状態に戻すような努力をしていただきたい。そのことに対してどうお考えですか。

委員長（山元経穂君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（向井直毅君） 確かに大川委員おっしゃるとおり原則は過半数ということで、今回の農業委員の定員でいきますと5名中3名が認定農業者等でなければならないという原則はあろうかと思えます。今回につきましてもそういった部分で事務局なりに努力はさせていただいたのですけれども、結果的にこういうことになったということ踏まえまして、当然認定農業者の方々を今後増やしていく努力というのにも必要にはなっていないかと思えます。そういう中でできる限りの努力をさせていただく中で、過半数というものを今後確保していくといたしますか、御応募いただけるような形で今後も努力させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 是非そのようにお願いします。

僕が思っているのは、今までの農業とは変わっていかないといけないと思うのです。やはり産業として残っていただかないといけない。ただ、1次産業としては難しいなという

ふうには僕は思っています。僕、一農家なのですけども、それは思っています。だから、こういう今組織のあり方が変わる時ですから最初は難しいのかもしれませんが、そうはいってもこのレタス工場を含めて農業のあり方が変わる大事なことを決める部署ですから、やはりそこにはよく農業をわかっている方が入って、余り無駄な失敗というか、知識がないばかりに違う方向に行かないように、今までの経験がものをいう場所ですので、そういうところを重要視していただきたいのと、この方5名だけで決めるのではなくて、やはりいろんなところからの意見集約をしながら、竹原だけではないのですけど、農業というものに対しての意識づけとか必要性をもっともっと農業委員会としても進めていただきたいと思っておりますので、それ要望で終わります。

委員長（山元経穂君） 答弁よろしいですか。

委員（大川弘雄君） はい。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 非常に初歩的な質問するのですが、認定農業者等になる基準という、どういうことで認定農業者になることができるのか、そのあたりをちょっと。

委員長（山元経穂君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（向井直毅君） 認定農業者の基準でございます。

まず、認定農業者といいますのは、農業経営基盤強化促進法に基づきまして市が認定をするというような仕組みになっておりまして、こちらは農業者が規模拡大、生産及び経営の合理化等の目標、具体的に言いますと1戸当たりの年間農業所得が450万円程度、また年間労働時間が主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度の水準を実現するというを示した農業経営改善計画書というものを市の方に提出いただきます。それを市はそれぞれ農業の関係機関の意見を踏まえまして、またそういった提出をいただいた農業者の実績とか面談を行うことによってその目標の確実性というものを審査した上で認定するというような仕組みになってございます。基本的には年間所得450万円、年間での農業従事者が2,000時間程度というのが一つの目安になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） さっきの説明によりますと、認定農業者が竹原市で10人というふ

うに言われましたから、450万円程度、2,000時間以上という認定労働者は結局10人しかいないということなのですか。大体竹原市の平均的な年間収入と労働時間は大体どの程度、それ調べていますか。

要するに10人の中から3人はこの基準によると選ばなくてはならないということですよ。その認定農業者を認定するのは竹原市がやる、竹原市がその認定をされてそういう条件を満たした者を3人以上にするという場合に今回説得をされてその認定農業者になる方が事実上2人しかいなかった。あとの8人は、今農業委員を受けるのが困難であるということであったのか。そこらあたり、全ての方に当たった結果、こういうふうになりますということなのか、そのあたり。

委員長（山元経穂君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（向井直毅君） 認定農業者への働きかけにつきましては、公募時に10名ということで全ての認定農業者の方には働きかけを個別に実施させていただきました。その結果、こういった結果になってしまったということではあるのですが、やはりそれぞれ個別の御事情、個々の御事情がございまして、今回はなかなか手を挙げていただけなかったということでございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） その竹原市の農業の現状として、例えば認定農業者が10人という現状についてはどういうふうに把握し、分析しているのか。

委員長（山元経穂君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（向井直毅君） 認定農業者が10人ということでございますが、本市の農業といいますのが、やはり中山間地域を抱えてなかなか優良な広大な農地が少ない現状といたしましては小規模な農家で少量多品種の栽培が行われている方が大多数を占めるということで、なかなかこの認定農業者になるための基準、年間農業所得で450万円を確保することが非常に難しいという状況でございます。

そういった中で、今回農業委員会法の改正に伴い農業委員の主たる目的というのが農地の集積、集約化ということによってそれぞれ農業所得を向上させるということが主な今後目標にはなっていないかと思っておりますので、当然今後農業委員さんを含めて現地で活躍いただきます農地利用最適化推進委員さんというのも今後農業委員会の中で任命をしていく運びとなっておりますが、そういった方々と連携する中でそういった集積、集約化を進める中でそれぞれ個別の農家の農業所得の向上を図りながら、また認定農業者の増加というも

のを目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員（脇本茂紀君） はい。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 竹原の食を支える農業というところについては、非常に現実と将来に目を向けると厳しいものがあるのかな、そういうところでスタートするのかなという感じがするのですけれども、農業経営改善計画、その中の認定要件の中には計画は市町村の基本構想に照らして適切なものかどうかというところあると思うのですけれども、それと2点目に農地の効率化や総合的な利用、そして3点目が計画の達成される見込み、この経営計画の達成の見込みとしては経営管理や生産方式や合理化とか改善とかありますけれども、この3点に照らし合わせて適正なものであるかどうか。それ第1点と、それに対する市としての支援だと思うのですけれども、支援をどのようにしていくのか、まずこの点をお伺いしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） ちょっと農政に関わることですので、私の方から答弁させていただきます。

認定農業者につきましては、今委員さんの方から御説明ありましたように、そういった計画を定めて市の方で審査をして、もちろん面談を行いますし、また関係機関として広島県あるいは広島県の農業指導所あるいはJAさんとか、そういったところの方とも一緒になって認定を受けようとしている方と協議といいますか、面談を重ねていって、最終的にこの計画であれば大丈夫であろうと。一応5年間の計画を定めてもらいまして、5年後に年間所得450万円を達成するというような計画をしていただきます。

そうした中で、先ほど委員さんの方からおっしゃられましたような件につきましては、慎重に審査をして、それで当然農業を始めるに当たっては資金等も必要になってきますので、例えば政策金融公庫のスーパーL資金ですとか、これは無利子で借りられるというようなケースもございまして、大変農業者の方には有利な資金ということになります。こういったところの審査も市の方としては審査通るように支援を行いながら認定していくと。もちろん認定をした後につきましては、当然経営状況が計画のとおり進んでおられるかど

うか、これも県と一緒に現地も訪問いたしますし、また定期的にそういった関係者を集めた会議も年2回程度行いまして、意見交換会等もさせていただいております。せっかく認定農業者として申請をしていただいたわけですから、何とか成功していただきたいというようなことで、市としてもその辺はしっかりバックアップしていきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） 認定要件に対して基本構想に照らし、適切などという方向に動くというこの理解でいいのかなと思いますけど、また途中でいろいろと確認をさせていただきたいと思えます。

それと、先ほど説明がありました、農地利用最適化推進委員も下の下部組織のような形でおられると思うのですが、こういった方々に対しての話し合いの場とかそういうものも当然あると思うのですが、これは計画的に年何回というものあるのかどうか、1点目。

そして、全国では農地ナビとかというところで電子的な地図をもって遊休地とか使用されていますけれども、そういったことを今後も推進委員の皆さんと一緒に協議をされるというようなこともあるのかどうかをお伺いしたいと。情報発信。

委員長（山元経穂君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（向井直毅君） 農地利用最適化推進委員に関する御質問でございます。

まず1点目のそういった会合等でございますが、年に何回というふうに決まったものはございませんが、定期的にそういった推進委員さんの協議をいただく会議というのは今後設けていきたいというふうに考えておりますし、毎月行われます農業委員会の中にもそういった議案、その地域の議題に応じて推進委員さんの出席を求めるということにはなっておりますので、そういった中でしっかり連携を図っていければというふうに考えております。

あとは、2点目の農地ナビ等による遊休地の情報発信につきましては、現在もそういった形で本市といたしましてもそういった情報発信をさせていただいております。当然今度は最適化推進委員というのはより現地に根差してそういった遊休地情報というのを把握していただくという業務もございますので、当然そういった方々の意見をお聞きしながらそ

ういった情報発信はしていくことになるであろうというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） いずれにせよ、一括質疑の時の御意見もあつたように、やはり農業とか竹原市が持っている目玉で観光とか、またあるいは防災とか、そういったことをしっかりと地に足をつけた議論というのが本当に大事になってきている時期だなというふうに感じておりますので、計画が市町村の基本構想にそぐうように、そして農業は特に先ほど申し上げたようにやっぱり竹原市民の食ですので、しっかりその辺を皆様に御協議いただければなど、前向きに結果が出るように御努力いただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（山元経穂君） 答弁はよろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ないようでありますので、ここで説明員入れかえもあわせまして暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時32分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第37号竹原市定住促進条例案を議題といたします。

提案者の説明求めます。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） 財政課でございます。

私の方からは議案第37号竹原市定住促進条例案につきまして御説明を申し上げたいと思います。

議案参考資料の55ページをお開きください。

この条例案の提案の要旨でございます。

市内への定住を促進するため移住者に対して市の所有する未利用地を無償貸付け、または無償貸付けの期間が満了した場合にこれを譲与することにより、定住人口の増加と未利用財産の有効活用を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする新たな条例を

制定するというものでございます。

2番の条例に規定する内容でございますが、まず(1)第1条といたしまして目的を定めております。この内容につきましては、先ほど提案の要旨で御説明を申し上げました考え方と同様でございます。

(2)第2条といたしまして、使用する用語の定義をいたしております。

(3)、(4)でございます。第3条と第4条といたしまして、移住者が満たすべき資格要件や申請の必要性をそれぞれ定めております。

(5)、(6)、第5条と第6条といたしまして、契約に関しまして無償貸付けの決定後一月以内に行うこと、また2人の連帯保証人を必要とすることについてそれぞれ定めております。

(7)第8条といたしまして、土地の貸付期間を規則で定めることについて定め、(8)第9条といたしまして無償貸付期間の経過後、土地の譲与を受けることができることを定めております。

最後に(9)第10条といたしまして、禁止事項の方を定めております。

なお、具体的な土地や無償貸付期間、事務手続につきましては、規則を定め、運用することとしておりますが、施行期日につきましても規則の中に規定し、施行をするものでございます。

現時点で想定をしております土地につきましては、これまで数次にわたり売却に出したにも関わらず、売却がかなわなかった仁賀町のダム集団移転地の4区画を考えております。その理由でございますが、市内に所在する一定規模の未利用地のうち、当該土地につきましては既に宅地として造成及び区画整理がされていることから、スムーズな事業開始を可能とするとともに、新たな経費の発生がないということからでございます。

また、貸付期間につきましては、25年間とすることを考えております。その理由でございますが、民法の597条におきまして借用物の返還時期が定められております。その内容でございますが、使用及び収益をするのに足りる期間を経過した時が借用物を返還する時期と、そのように規定をされていることを踏まえまして、固定資産税の評価基準による木造建物、住宅の経年減点補正において最大の減価となる期間が25年でございます。それを使用及び収益をするのに足りる期間を経過した時期とみなし25年という形で運用しようとして、そのように考えております。

今後につきましては、規則の策定が終了次第、速やかに事業着手をしまいたいと、

そのように考えてます。

議案第37号の説明につきましては以上でございます。

委員長（山元経穂君） それでは、質疑をお願いいたしたいと思います。

川本委員。

委員（川本 円君） 一問一答。

委員長（山元経穂君） 基本的には。

委員（川本 円君） それでは、まず先ほど御説明では仁賀の4区画というお話でございました。造成も全て完了しているということは、今後その土地については予算づけとかそういうことはまずないというふうな理解でよろしいでしょうか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 今考えているこの4区画については、新たな経費を投資してこの事業を着手するという見通しにはなっておりません。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） それでは、条例の中身についてもこれよろしいですね。

委員長（山元経穂君） はい。

委員（川本 円君） 提出議案書の方で聞きたいのですが、56ページからお聞きします。

今の御説明の中で25年というお話がございました。第8条のところでは土地の無償貸し付けの期間は対象となる土地に応じてそれぞれ規則で定めるものとするというふうに書いている。ということは、この文面から読み取ると、場所によってはその25年が変わっていくのかどうか。今回は仁賀というお話ですけども、仁賀はこの25年なのか、それとも短いスパンなのかというのをお聞きしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） まず、この25年が変わるのかどうかということについては、基本的に先ほど御説明したとおり、その使用、収益が終わる時、それを一定の目安としては考えておりますので、あくまでも基準はその25年を基準にすると考えておりますが、委員さん御指摘のとおり土地によってはその収益の部分がどのようになるかというところもありますので、そこはちょっと臨機応変に期間を定められるようにと、そのように考えておりますが、現実的に今回のこの仁賀町は25年という形で進めようと考えております。今後他の未利用地を対象としてこの条例の運用を図っていく場合に25年という期間

を規則の中で改めてまた運用しようとする場合には委員会等で御説明をさせていただく中で運用を図ってまいりたいと、そのように考えております。

ほかの未利用地、この仁賀町以外を未利用地で条例を活用して定住促進を図ろうとした場合にこの25年というのではなくて例えば30年にするとか20年にするという場合については、また委員会等でしっかり説明をさせていただいて運用を図ってまいりたいと、そのように考えております。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） 状況に応じて変化はあり得るということで……。

財政課長（沖本 太君） 可能性としては。

委員（川本 円君） 続いて、57ページの方のところで10条です。

無償貸付けの期間を経過し、かつこの条例の規定に違反していない者は当該土地の譲受を受けることができるというふうに書いております。この譲与という言葉だけで読み取ると、法律では公的機関による無償のものを指すというふうに書いているのですが、これは普通に単純に無償譲与というふうに解釈してよろしいのでしょうか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 御認識のとおりでございます。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） それとあわせまして、その下の11条にあります無償貸付け及び譲渡については財産の交換、贈与、無償貸付け等に関する条例の規定は適用しないものとするというふうな表現をしております。

ちょっと済みません、僕勉強不足なのでちょっとわからないのですが、適用しない条例の御説明をお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 自治体が普通財産等を適正な対価なく貸し付けたり譲与、売却する場合は必ず議会の議決が必要となります。こちらの11条に書いております財産の交換条例、無償貸付け等に関する条例については、ある一定の条件にはまった場合は議会議決を必要としないというそういう例外規定を定めているというものでございまして、今回もこの条例についてもこの内容にはまった場合は無償貸付けはできるような形とするというもので、先ほど説明した条例と重複する部分がありますので、その部分はこちらの条例は適用しないというものです。

委員（川本 円君） わかりやすく言ってくれないと。具体例を挙げてもらったらわかりやすい。

財政課長（沖本 太君） ちょっと先ほどの繰り返しになるかわからないですけど、適正な対価なくして財産を処分することは特定の個人の利益にならないような形で、必ず議会のチェック機能があった上で……。

委員長（山元経穂君） 議決を必要とする。

財政課長（沖本 太君） そうです。それで、無償での貸付けとか譲与とかができるという形になっているのですが、こちらの11条に書いておりますこの財産の交換条例、無償貸付け等に関する条例については議会議決を必要としない場合も条件を定めて、その要件にはまっていれば議会議決することなく無償貸付けなり譲与ができるというような内容の条例なのですが、その内容と今回の定めるこの条例案で重複している部分があるので、その部分は適用しないものとするような形のところです。

委員（川本 円君） わかりました。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） もう一回、後で聞きに行きます。

それと、今回この定住促進条例案、非常に中身は住環境整備をさらに推進するという意味合いではいいことだと個人的には思いますが、無償貸付けをまず受けようとする移住者に対する資格要件のところですか。ちょっと今回のスマイルマンションと比較したらかなり簡単なものでありますよね。なぜここに年齢制限とか所得制限がないのか、載せる必要がないと言われればそれまでなのでしょうけども、幅広くという意味合いなのかなとは思っているのですが、そういったところを明記されなかった理由というのは特にございますか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 委員さんの御認識のとおり、幅広くという部分でございます。

あくまでもこの条例は未利用地を活用しながら定住促進を図っていくというのが第一の目的でございますので、そこで要件を狭め過ぎると目的を達成する効果がなかなか小さくなるのではないかとというようなところで、ここは幅広くにした方がインセンティブが強く働いて、移住してこようという方の意思が働くのではないかと、そういうことを期待してこういった要件の定めにはしている。

あわせて、今後この条例を運用して他の未利用地の部分で、例えば子育て世代に制限かけるとか、そういった方がより事業効果が上がると、そういうふうに見込まれる場合はこ

ちらの第6号のその他市長が必要と認める事項の中でそういった要件をつけながら、より事業効果が高まるような形でこの条例の運用を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

委員長（山元経穂君） 財政課長、スマイルマンションとの比較で規制云々があるかないか。今回は市のこと、そういうことを聞きたいわけですよ、川本委員さん。

スマイルマンションの方は何で緩和できずにとということ。

財政課長（沖本 太君） そうですね。スマイルマンション、法律に基づいて一部運用している部分がございますので、こちらの方にはそういった国の法律に基づいて行っていくようなものではなく、本市の具体的な意思をもって条例を定めて運用していこうというものでございますので、そちらの制約については我々の考える範囲の中でやっていきたい、そのように考えております。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） わかりました。

一番肝心なところなのですけども、スマイルマンションの、ここでは言いませんけども、実際見込みです。実際そういった要望が現にあるのかどうか。やはり今まで空き家対策も含めてですけど、ほかの市町から移住された人がという話は余り、ないとは言いません、多く聞かない中で、果たしてこの土地を無償で譲与しますから住んでください、需要があつてのこの話なのか、全くゼロスタートなのかというのがちょっと気になる部分。またスマイルマンションのことを言って申しわけないんですけど、やったはいいけど誰も手挙げないといったらこれほど不細工なことはないし、そうならないことを祈っているわけでありまして、ある程度の見込みがあつての話なのか、それをちょっと聞いておきたいと思えます。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 今現在、そういった特定なニーズというのですか、要望があるものではありません。あくまでも今回のこの条例案の提案に至った我々の思いといたしましては、厳しい財政状況の中、いろんな取組をやっている中でやっぱり未利用地の活用をしていかなくてはいけないというのがある。ただ、現実的にそういう未利用地をいろいろ売却しようと努力しても、やっぱりこういう人口減少社会の中で土地を必要とする需要というのが非常に小さくなっていて、なかなか未利用地の活用がうまく図れないという実態がまず一つあります。それと、第5次総合計画を立てて人口減少対策ということでは

な総合的な取組をやっているにも関わらず、なかなかそこには具体的な効果発現がまだまだ先になるのではないかとということで、現実的に歯どめがかかっている。

そういったところがあって、ニーズがあるからやるのではなくて、そういう現状を踏まえて今までの人口減少対策、また未利用地の活用を図っていく中で、その一環としてこの2つを同時に解決を図る施策としてこういうのをちょっとやって、いろんな価値観がございます。それこそこちらにUターンとかIターンとかで帰ってきたいとか、静かな農村部で暮らしたいとか、いろんなニーズがあると思いますので、そのそういったニーズがある方に対してこういった土地を無償で使用貸借させて、最終的に使用貸借期間が過ぎれば譲与も希望すればかなうというふうな形にすれば、インセンティブが働いてそういう定住促進につながることを期待してこういう条例を提案させてもらうという、そういったものでございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 今のを聞いて、私は大変すばらしいものだなと思いました。ずっと前から決算特の委員長報告の中に未利用地の活用を是非ということがあったのですが、なかなか進まなかったですね。3・11とか熊本地震とか、そういう時にもやっていただけなかったのがやっとここに来て動き始めたなど。ただ、なかなか今のところ見込みが現時点ではない形だということなので、是非頑張っていただきたいということです。

1つは、今のを聞いててわからなかったところをお願いします。

第1条のところでは55ページになるのですが、譲与は、だから25年を満了した場合、譲与する時には無償ということで理解してよろしいのですよね。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 無償でございます。ここで譲与することについて、あくまでも借り主さんの御希望に基づいてと、そのように考えております。

実際に土地、そういった財産を保有したくないという方もいらっしゃいますので、そういった方に関しては返還してもらうとか貸付期間をまた延ばすとか、いろんなやり方があると思うのですが、インセンティブを働かせる一つとして無償で財産を譲るということで定住促進が図れないかと、そういったことが期待できないかというところでこういうプランニングとさせていただいております。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 今出た貸付期間が延びるというのも一つの手だと思って、是非その辺も検討していただきたい。また、この25年間は家を建てるわけですから、住宅ローンは25年までということが普通の考え方ですよ。

僕はここを借りる場合、家を建てますから、では25年貸していただけるのだったら譲与は置いておいても25年ローンで組むのかなという思いでした。だから、それなりの家ということなのでしょうし、その時には固定資産税の方は減免措置みたいなものは考えているのですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 税に関しては、やはり幅広く負担をしていただくというのが基本でございますので、あくまでもこの定住促進を図るためのインセンティブとしては土地を使用貸借にする、25年間の使用貸借期間が過ぎれば譲与することもできるということで定住促進のインセンティブを働かそうというもので、税の方の減免はここにはあわせては考えておりません。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 確認でした。

だから、その25年間は土地としては市の土地ですから固定資産ではないわけですよ。わかりました。その点ではメリットがあるので、可能性はあると思います。

もう一つ、それに関してですが、仁賀のその4区画以外の未利用地も今後というふうな、少し聞こえたのですけども、それはここには出てません、出せないでしょうけども、この条例をもとに地域を拡大していく、これを反映させていくという考えは今可能性としてはあるのでしょうか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） こちらの条例の第2条の第3号に定めているように、この対象とする土地は収益的な可能性が困難な土地という形でちょっと表現をさせていただいております。この仁賀町のこちらの土地の価格については、まず広報ですとか市のホームページとかで公募をかけて、売却を2回ほど図りましたが、買いたいという希望をされる方がいらっしゃいませんでした。もっともっと幅広く買いたいと思う希望者がいらっしゃるかどうかということで、ネット販売というのですか、不動産を中心としたネットを使った全国的な情報発信をして、幅広くこの土地の取得をされる方がいるかどうかというところで図ったもので募集をしたわけでございますけど、そういった希望者がいなかったという

ことで、なかなか未利用地として有効活用を図るためにはいろんな困難なところだなというところも判断をしてこの条例の今回の運用をする対象として決めたわけでございますが、その他市内各地にある一定規模の未利用地についてはまだそこまでの売却の手続、そういった取組を行っておりませんので、まず未利用地は有償で売却をしていくというのが我々にとっても市民にとっても第一のメリットだと思いますので、まずはその方向で未利用地の方は処分をしまいたい。それがどうやってもかなわなければというような形でこういった条例の対象としてインセンティブを働かすというのが将来見込めるのではないかなと考えておりますが、ごめんなさい、ちょっとわかりにくい答弁なのですけど。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） この3号のところにあつたので聞いたのですけども、僕はこのやり方は反対です。なぜなら余り効果がないと思っています。だから仁賀のところも難しいのかなと。ただ、目的としては地域の活性化ですから、県外の方が来ていただけるのであればそこそこのところでないと住めないです。誰もいない、イノシシしかいないところに住んでくださいというわけにいかないの、やはりそれも含めて使えるところは譲るという考えもあるのでしょうか、県外の方とか外から、例えば被災者、被害に遭われた方とかいろんなタイミングあります、いろんな方、対象がいますけども、その時々で有償ばかりではなくて、来ていただくということが大事なのではないですか。だから、僕はその方向も考えていただきたいというのがお願いと、それで終わります。

以上です。

委員長（山元経穂君） 答弁はよろしいですか。

委員（大川弘雄君） できましたらお願いします。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） そういった災害の被災者に対する支援の方法も含めて定住促進対策としてこういった形だけではなく、幅広い形があると思いますので、そこは随時適切な施策を考えて、行っていくことが必要ではないかと、そのように考えます。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 3条のところに年齢とか所得の制限がないというふうにおっしゃられました。年齢がないということになりますと25年の間にもしかして亡くなる可能性もあるというところがあると思うので、もし御夫婦が来られて、両方がもしかしてその25年の間に亡くなったということになりますと、それは原状回復して市の方に戻すのであ

るのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

委員（井上美津子君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 相続人がいらっしゃるかどうかとか、その個別な状況によって対応方法は変わってくるかなとは思いますが、一定には連帯保証人さんもつけておりますので、そういった方と調整をしたりするのが必要かなというふうには考えます。相続人の方がいらっしゃれば相続人の方と話をするというような形にはなろうと思います。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 原状回復ということは、その話の中であるかもしれない、それとも相続人の方にそのまま相続していただくという形にはなるのでしょうか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） これは定住促進が目的でやっている使用貸借なり譲与、将来的な譲与を含めた内容でございますので、そこに人がいなくなると相続人の方がその家を相続されて住まわれるという形ならまだ継続しての運用というのはあるかもわからないんですけど、そこへ人が住まなくなるといような状況になると、その場合は原状回復まで求めるかどうかという具体的な制度設計まではしていないんですけど、そこら辺についてはしっかり対応策を考える必要があるのではないかと、そのように考えます。

委員長（山元経穂君） その他ございますか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） これへ書いてあるように定住促進条例であるわけですから、例えば仁賀の4区画以外のいろんな区画を一定に想定しているのか。例えばそれが市内の様々な地区で定住促進条例を適用して、今これで定められているようなことをやらなければ余り意味がないですね。仁賀の4区画のためにつくった条例ではないわけでしょう。だから、そういう想定は例えば一定にされなくてはならないと思います。もうそこらは市内の中でどういうところが適地として考えられるのかということについて今案があるというのか、そこらをお伺いします。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 市内に適地ということでございますが、現実的に市内に一定の規模があつて普通財産といいますと、例えば賀茂川給食センターの跡地でございますとか宮原県営住宅の跡地、大乘小学校の周辺の土地、忠海公民館の元跡地、忠海中学校の元跡地、そこら辺が一定規模であるんですけど、そこら辺につきましては先ほど申し上げまし

たように普通財産のまず処分の優先順位の最初としてはやはり売却していくということがまず、公的な活用ができればもちろんいいのですが、それは公的な活用ができないということになれば売却をしていくというのが第一、優先順位かなと、そのように考えます。

売却しようにも売却ができない場合については、最終的にこの条例の範囲の中でそういった定住促進を図っていくための対象として将来的に活用を図るということは可能性としてはないことはない、そういうふうに、あると考えています。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） いや、そうすると定住促進施策としてやるという意味の方が薄まって、結局は無償でやることができる土地があったらやるけれども、定住促進の施策にはなかなかかなりにくいのではないかと思うのです。例えばさっき出されたいろんところを住宅として活用できるような場所というふうにそれも考えてやらないと定住促進につながらないと思います。だから、それは例えば市内のこれこれ、これこれの箇所にそういう定住促進施策としてこの条例を適用する場所がありますよという形で公募をかけなければ、多分仁賀の4区画だけではなかなか申込みはないのではないか。だから、これが少なくともこういう条例をつくる以上はやっぱり市内数カ所においてこの条例を適用した事業をしますというふうなものがないと、インパクトが非常に薄いのではないか。これをまた市民も是非そういう人に定住してほしいなということを働きかける時に私のまちにはこういうものがありますよと、私の地域にもこういうものがありますよと、是非来てくださいというふうに働きかけることによってこの条例が生きてくると思います。

だから、そこらあたりの多分これ仁賀のことでもし応募がないままずっと推移したら、この条例があるままで終わってしまうという危険性もある。だから、仁賀にもありますけども、例えばほかの地域にもこういう定住促進のための無償貸付けの地域や場所がありますよと、竹原市としては今そういう定住促進のためにこういう施策を打っているのがこれだけの候補があるからですよというふうな働きかけをしないと、やっぱりなかなか来ないのではないか。そこらあたりの展望というか、そういうものはどういうふうに思っておられるのか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 将来的な展望というか、先ほど御説明した市内各地における未利用地については、まだまだ中期的な、将来的な可能性がないというふうな形で判断はしておりません。というのが、まだまだ売却できるような可能性もあるかなと、そのように

考えておりますし、それだけのプロセスも経ていないので、今すぐにこの仁賀町の4区画とあわせてこの条例の対象にしようということは今の段階ではないのですが、これは将来的にどうしても有償で売却できないということになるとそういった土地も対象としながらこの条例の利用を図っていくというような形になるのではないかと、そのように考えます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） いや、ある意味未利用地がずっと未利用地のままであったから未利用地にこういう処理をかけるということでしょう。その未利用地がこんなに長いこと続いたというのも、売却できなかったからある意味では未利用地は未利用として残る。その時にそれでもなおかつ人口増加策としてその未利用地を活用して何人かでも住んでいただくという施策ですよ。

その場合に、メニューというか、そういうものが非常に不確定で、当面仁賀でやるのはいいですよ。是非やっていただきたいと思うけれども、不確定で、では竹原市の定住促進策としても未利用地の活用が今この範囲でしかないというのが、やっぱり逆に竹原市の未利用地活用方法としてはまだまだ宣伝力も足りないのだと思うのです。だから、もっとそういう定住をしたい、竹原に定住してもらいたいというのが前面に出るような総合的な施策みたいなものの中の一つとしてこの仁賀があるのだというふうに位置づけないと、なんか尻すぼみでこれ仁賀に来ないから結局この条例はこのままたなざらしになったということになっても困る。

だから条例を作る意味は仁賀を突破口としてこの施策がいろんな部分に波及して、やがては竹原市に定住者が増えるということを展望する施策ですよというような、そういうアピールであるとかスローガンみたいなこと、そこらについて。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 委員からいろいろといただいている意見で申し上げますと、定住促進の部分でいきますとただ単純に未利用地を活用するというだけではなくて、移住者の方がどういうニーズを持っているかという部分を総合的に判断していかなければいけないというふうに考えております。そういう部分でいけば、土地を借りて家を建てられようという方もおられれば、今ある家を活用して、例えば空き家とかというところを活用されて移住してこようというような方もおられると思います。それらの部分について総合的な政策の一つとして今回土地の部分の未利用地の有効活用をしましょうという形の部分を提案

させていただいているものでございまして、全体的な定住促進の部分の施策といたしましては空き家の部分につきましても昨年度からいろいろと調査を行いまして、空き家、空き店舗の部分についてどういう対策をしていけばいいのかというようなことをやっておりますし、さらには先行的に子育て住宅というような形の中で特定の方に対して一定の動機づけをしながら行っているというようなこともございますので、ニーズにつきましては様々なニーズがあると思いますので、それをトータルで展開していきたいというふうに考えておりますので、その一つのツールということで御理解いただければというふうに思います。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） だから、そのトータルな移住対策、定住対策というものをやっぱり持って、そのツールがこれですよということならわかるし、またそうでなくてはむしろならないのではないかと思うのです。だから、今竹原市は是非他の市町から来ていただきたいと、来ていただきたいためにはこういうツールやこういうツールやこういうツールがあって、空き家対策や空き店舗対策というのものもあるし、そういうことを含めた総合的な定住促進の施策の一つの柱としてこれがあるのですよということであればいいかなというふうに思いますし、是非そういうふうな宣伝もやっていただきたいと思います。

以上です。

委員長（山元経穂君） ほかにございますか。

道法委員。

委員（道法知江君） 済みません。仁賀ということの4区画についてちょっとお伺いしたいのですが、俗に言う路線価というか、今の評価額は大体お幾らぐらいになるものか、わかれば教えていただきたいのです。かつて販売をされていた価格は幾らか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） あくまでもここは市有地でございますので、非課税でございます。したがって、評価額については周辺地の評価額を基準にするような形で仮の評価額という形でつけております。

4筆合わせて平成29年度で約600万円ぐらいという形になっています。これまで売り出した価格については、申しわけないですけど、具体的に資料はないのですが、基本的に鑑定評価をとって、その鑑定評価に基づいて公募するというような形になります。あくまでも固定資産税の評価額の鑑定評価に基づくものでありますので、先ほども申し上げ

たこの4筆で600万円というような額よりちょっと高い金額。高い金額というのが、地価がどんどん下がっておりますので、売却に出したのが平成20年度とか24年、25年度ぐらいまでにかけてですので、そこからいくと今の価格はちょっと下がっておりますので、先ほど申し上げた価格よりちょっと高い金額ぐらいで公募をしたのではないかと。ごめんなさい、ここはちょっと正確な数値は申し上げられませんので、こういった形の報告をさせていただきたいと思います。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） 自然豊かなところで、こういうところを求められる方もニーズとしておられると思うのですが、第3条の移住用の住宅の建設ということなのですけども、これは何か法律的に建物的にはこういうものでないといけないというものはあるものか。例えばプレハブでも結構住居としては成り立つ状況があると思うのですけども、そういった基準があるのかどうか教えてください。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 特に基準というものはないのですけど、あくまでも定住促進でございまして、そこを生活の拠点としてしっかり生活をしていただけるための場所としての居宅でないといけないと、そのように考えています。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） あくまでも定住促進条例ということになると思いますので、先ほど副市長もおっしゃられたようにあらゆるニーズの方々に対応できるような未利用地の活用とか市外からの定住を求めていただけるような策というのは本当に大切なことだと思います。全国的にも4割の方が働く場所があれば定住したいという希望があるというふうに、そういうデータもあるそうですので、是非竹原市の魅力を発信していただけるいいきっかけになるようなアピールなり情報発信をしていただかなければいけないのではないかと思います。この点について回答があればお願いしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 委員御指摘のように、竹原市の方では人口減少という部分が加速度的に進行しているという状況もございまして、先ほど申し上げさせていただきましたように総合的な定住施策という部分につきまして機を捉えながら情報発信をしていきたいというふうに思っておりますし、マッチング機能の部分につきましていろいろな取組を今やっておりますので、国、県の関係機関と連携しながらこれらを進めていきたいというふ

うに考えております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

副委員長。

副委員長（堀越賢二君） 自然豊かなところであり、それがゆえに今までなかなか未利用地としてずっと残っていたという部分もあると思うのですが、実際には住民票を移されてきちんと手順を踏まないとそこに住むこともできないのかもしれませんが、先ほど道法委員からもあったように建物に関して簡易なものであってもそこに寝泊まりできるものであれば、また住民票がそこにあればそこに住んでいるということにもなるのかもしれませんが、やはり無償でということもありますし、25年経過した後も譲与ということでもありますので、その方の、余り監視体制を強くするということがよくないかもしれないのですが、その仁賀にある土地を別荘地的なような感覚で使われるということのないように、そこら辺は何かやっぱり網をかけるというかチェックをすることもかものがないと、いやいや住んでいるよと言いつつ切られてそこに居座られるというか、そういうことはなかなかないとは思いますが、こういう御時世なので、そういうところも含めて温かい見守りとかそういうような網をかけておくことも少し必要なのかなと思います。その点についてどうでしょう。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） やはりこういう条例に基づいた適正な運用、それをしなければならぬということは重要なことだと考えます。委員さんおっしゃられるように、あそこを別荘地がわりにされるということはそもそもこの定住促進条例の目的にそぐわないような形になると思いますので、そういった場合はしっかり状況を把握しながら適切な対応をとっていくということが必要ではないかと、そのように考えます。

委員長（山元経穂君） その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ないようであれば、次に移りたいと思います。

議案第38号竹原市税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（井上光由君） 税務課から条例改正案につきまして、参考資料とあわせてまして本日配付しております資料で御説明いたします。

議案第38号竹原市税条例の一部を改正する条例案について。

議案参考資料の57ページをお開きください。

改正の内容につきましては、（1）の市税関係の改正について、個人市民税の所得控除の対象となる配偶者の所得上限を引き上げるとともに、控除を受ける者の所得要件の導入などにより現行の控除対象配偶者を同一生計配偶者として定義されるため、必要な措置を講じるものであります。

配付資料の方の配偶者控除及び配偶者特別控除の改正案をごらんください。

今回の改正では、配偶者控除及び配偶者特別控除ともに、改正後は納税義務者の合計所得金額に900万円以下、900万円超えから950万円以下、950万円超えから1,000万円以下の3段階の所得制限を設けることとされました。配偶者控除の適用につきましては、現行制度は納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者にも適用されておりますが、改正後は適用されないこととされます。また、配偶者特別控除につきましては、現行制度においても1,000万円を超えると納税義務者には適用されませんが、改正後においても引き続き適用されないということでございます。

配偶者特別控除につきまして配付資料の一番上の行になりますが、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を現行制度の45万円未満から、改正後は90万円以下に引き上げることとされました。また、一番下の行になりますが、対象となる配偶者の合計所得金額の制限が現行制度の75万円未満から、改正後は123万円以下に引き上げられました。

主な改正点につきましては、以上であります。

次に、議案参考資料の（2）軽自動車税関係の改正につきましては、消費税率の引き上げが延期されたことに伴い、グリーン化特例が2年間延長されたことから、読みかえ規定の整備等の措置を講じるものであります。

次に、あわせまして、その他所要の規定の整備を行うものであります。

施行日につきましては、（2）の軽自動車税関係の改正が平成31年10月1日に、それ以外が平成31年1月1日になります。

提出議案のうち、税務課関係につきましては以上になります。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

それでは、質疑をお願いいたしたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、ここで27分まで暫時休憩いたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

午前11時18分 休憩

午前11時25分 再開

委員長（山元経穂君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議案第40号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは議案第40号の、一般会計補正予算（第1号）の内容の御説明を申し上げたいと思います。

それでは補正予算書の1ページをお開きください。

この度の補正予算案の概要といたしましては、社会保障税番号制度対応に必要な予算や、特定財源を活用した備品購入に必要な予算などを歳出予算に計上するものでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,477万5,000円を追加し、総額を132億2,088万3,000円とする内容でございます。

補正予算書の3ページをお開きください。

歳出の補正予算につきましては、総務費、民生費、消防費の3款におきまして、追加計上を行うものであり、その個別の具体的な内容につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

10ページと11ページをお開きください。

歳出の補正予算の内容でございます。

まず、総務費、総務管理費、電算管理費でございます。

電算機器管理に要する経費として、システム整備委託料628万4,000円の追加計上を行うものでございます。こちらの内容につきましては、社会保障税番号制度対応に係るシステム整備に必要な予算でございます。具体的には、この7月1日からの情報連携開始に向けまして、テスト環境から本番環境への切り替えや、切り替え後の運用サポート業務などにつきまして、本市が導入をいたしております住民情報システムの保守を行って

る業者の方に委託を行うものでございます。財源につきましては、一般財源でございます。

続いて、12ページ、13ページをお開きください。

民生費、社会福祉費、老人福祉費でございます。

一般事務に要する経費として地域介護・福祉空間整備等補助金325万7,000円、介護予防拠点施設管理に要する経費として施設用備品350万円をそれぞれ追加計上するものでございます。

まず、地域介護・福祉空間整備等補助金につきましては、相模原市の障害者施設で発生をいたしました殺傷事件を契機に国が新たに創設をいたしました補助金を活用して高齢者施設に防犯カメラなど、セキュリティー設備を整備する法人に対し補助金を交付するというものでございます。交付先につきましては、的場会と宗越福祉会の両社会福祉法人と医療法人仁寿会の3法人でございます。各法人が実施をいたします事業費等の2分の1について財政支援を行うことで各施設の防犯体制の強化を図るというものでございます。財源につきましては、国庫支出金で歳出予算額全額に対して充当をされるというものでございます。

次の施設用備品につきましては、一般財団法人自治総合センターが交付をいたします宝くじコミュニティ助成金を活用し、老朽化しているふれあいステーションただのうみの机と椅子について更新を行うというものでございます。更新台数につきましては、長方形多目的テーブルが8脚、半円形多目的テーブルが6脚、多目的椅子が26脚でございます。財源につきましては、諸収入の宝くじコミュニティ助成金で歳出額全額に対して充当をされるものでございます。

続きまして、次の14ページ、15ページをごらんください。

民生費、老人福祉施設費、事業費でございます。

黒滝ホーム運営事業に要する経費といたしまして、施設用備品73万4,000円の追加計上を行うものでございます。こちらの内容につきましては、前ページで御説明をいたしました国の補助金を活用し、黒滝ホームに防犯カメラ4台とモニター2台を設置するというものでございます。防犯カメラにつきましては、不審者の施設への侵入を監視することができる施設の周辺に4カ所設置をするとともに、防犯カメラの映像を映すモニターを職員が常駐する2カ所の事務室にそれぞれ設置をするというものでございます。財源につきましては、国庫支出金で歳出額の2分の1に充当をするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページでございます。

消防費、消防費、非常備消防費でございます。

消防団運営に要する経費といたしまして消防用備品100万円の追加計上を行うものです。こちらの内容につきましても一般財団法人自治総合センターが交付する宝くじコミュニティ助成金を活用するもので、消防団員が災害時等において利用する携帯型デジタル無線機を12台購入するものでございます。現在の携帯型デジタル無線機の配備状況につきましては、各消防団車両に配備しているほか、個人に対しましては団長及び副団長に配備している状況でございます。このたび購入するものにつきましては、各分団長及び副分団長に配備する予定といたしております。財源につきましては、諸収入の宝くじコミュニティ助成金で歳出予算額全額に対して充当を行うものでございます。

続きまして、ちょっと戻っていただいて、補正予算書の8ページ、9ページをごらんください。

歳入予算でございます。

国庫支出金と諸収入につきましては、歳出の説明にあわせて御説明を申し上げましたので、ここでは省略をさせていただきます。最終的に財政調整基金繰入金を665万4,000円計上し、収支の均衡を図っているものでございます。

以上が一般会計補正予算案の御説明でございます。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

それでは、質疑をお願いいたしたいと思えます。

なしでよろしいですか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、この案件についてはこれぐらいにとどめ置きたいと思えます。

それでは、委員による質疑を一旦保留とし、これより自由討議に入ります。

執行部、傍聴者の方は退席してください。ありがとうございました。

午前11時34分 休憩

午後 0時05分 再開

委員長（山元経穂君） 済みません。では、休憩前に引き続き会議を開きます。

本委員会への付託案件についての質疑については、詳細審査をこの程度にとどめ、全体

審査は22日木曜日午前10時から再開いたします。その際、全ての付託議案の審査終了後、次回の所管事務調査、今ちょっと出ました、日にちを決めたいと、及び今年度の行政視察について、12月に大きなイベントがあるので、議会が前倒しになると思いますので、その辺で次回決めるというわけではないですけど、何らかの今の自由討議みたいにこんなのがいいねというのをちょっと持ち寄っていただけたらありがたいなと思いますので、そのあたり各委員から意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時06分 閉会